

岩見沢市北村プール条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第 2 改正の内容

岩見沢市北村プールの使用料の引上げを行う。

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 38 号

岩見沢市北村プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市北村プール条例の一部を改正する条例

岩見沢市北村プール条例（平成 17 年条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 18 条関係）

使用料

区分	1 回当たり使用料	シーズン券
児童生徒	1 5 0 円	1 , 5 8 0 円
一般	4 6 0 円	4 , 8 0 0 円

備考

- 1 1 回とは、入場から退場までとする。
- 2 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 3 未就学児童の使用は、3 歳以上で保護者同伴とし、使用料は児童生徒と同額とする。
- 4 営利目的での使用は、禁止する。
- 5 シーズン券については、その年の開設期間に限り、使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市北村プール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。